平成２４年（フ）第１３４１７号
東京都清瀬市中里１丁目705―３
破産者　増山　　剛
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４３５号
東京都中野区上高田２丁目22―10―202
破産者　稲田　靖士
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３４８５号
東京都世田谷区上祖師谷６丁目14―３―303
破産者　藤村　洋樹
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１２５号
北海道河東郡鹿追町瓜幕東２丁目45番地
破産者　株式会社ホテルかんの
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０４１号
札幌市中央区南23条西８丁目１番１―102号
破産者　有限会社サクセス
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２号
宮城県気仙沼市本郷１番地33、商業登記簿上の本店所在地宮城県気仙沼市東新城３丁目３番地の２
破産者　シャークハンター有限会社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第１３５８号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1063番地１号Ｂ―101
破産者　有限会社エムエムケイ
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３７号
さいたま市桜区田島２丁目13番６号、登記簿上の本店所在地さいたま市南区太田窪２丁目17番４号
破産者　株式会社ウィティコジャパン
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５８２０号
東京都港区赤坂１丁目５番11号
破産者　エー・シー・イー・インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１３６号
東京都目黒区目黒本町４丁目17―20
破産者　高橋　博康
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６１９号
神奈川県川崎市中原区井田２丁目21―１―301
破産者　高橋　淳介
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０８２号
東京都港区赤坂１丁目５番11号
破産者　アドニックス株式会社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０５３号
東京都東大和市南街１丁目14―13
破産者　徳田　美幸
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７３号
神奈川県横浜市金沢区平潟町21番３号
破産者　株式会社小林水産
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７０７号
神奈川県藤沢市鵠沼石上２丁目８―10―301
破産者　株式会社湘南海童社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１７０８号
神奈川県藤沢市鵠沼東２―３―902
破産者　鈴木　静子
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４７８号
神奈川県横浜市金沢区平潟町21―３
破産者　小林　哲也
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９６２号
東京都八王子市石川町820番地
破産者　有限会社三義
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０９２号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地１棟109号
破産者　大本　健太
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６７２号
大阪市西区江戸堀１丁目23番26号西八千代ビル５階
破産者　株式会社エスアールエム
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４５号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目４番７号
破産者　株式会社劇団コーロ
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０９号
大阪市中央区南新町２丁目４番12号
破産者　アイ・シー・シー・トレーディング株式会社
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部